

議案第101号

前橋市手数料条例の改正について

令和6年9月3日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和51年前橋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

固定資産課税台帳、土地・家屋名寄帳、地籍図又は土地家屋現況図の閲覧	350円	1回をもって1件とする。
航空写真、航空写真地籍図又は航空写真土地家屋現況図の閲覧	350円	同
地籍図又は土地家屋現況図の交付	350円	1枚をもって1件とする。
航空写真、航空写真地籍図又は航空写真土地家屋現況図の交付	350円	同

を

固定資産課税台帳、地籍図、航空写真又は航空写真地籍図の閲覧	350円	1回をもって1件とする。
地籍図、航空写真又は航空写真地籍図の交付	350円	1枚をもって1件とする。

に改

める。

附 則

この条例は、令和6年12月9日から施行する。